

委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 北海道立函館美術館設備管理保守業務
- 2 委託期間 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
委託者は、上記委託期間にかかるわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- 3 業務委託料 金 円 [月額は別表1のとおり]
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
(注) ()書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。
- 4 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年(年) 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道
北海道立函館美術館長 辻 俊 行

住所
受託者 氏名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙1の設備管理保守業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務担当員)

- 第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

- 第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

3 受託者は、業務担当技術者の指導監督のもとに委託業務の処理に当たる技術者を定め、その名簿を委託者に提出するものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

- 第6条 委託者は、業務処理責任者又は業務担当技術者等が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(施設の使用等)

- 第7条 委託者は、受託者が委託業務を処理するために要する室を指定し、及び当該室に備える別表2に掲げる備品を受託者に無償で供与するものとする。

2 受託者は、指定された室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 受託者は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。

5 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、受託者の負担とする。

(報告義務)

- 第8条 受託者は、次の各号に掲げる事実の生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員に報

告し、その措置につき委託者又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
 - (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
 - (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。
- 2 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。
- (調査等)

第9条 委託者は、委託業務の処理状況について、隨時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(業務委託料の支払)

第10条 委託者は、受託者に対して毎月10日までに前月分の業務委託料を支払うものとする。

ただし、4月分及び12月分の業務委託料については、翌月15日までに支払うものとする。

- 2 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

- 3 業務委託料の支払場所は、北海道渡島総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第12条 委託者は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を受託者に支払うものとする。

- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 正当な理由なしに技術者の変更請求に応じないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第15条 委託者は、この契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかつたとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかつたとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかつたとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起され

なかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があつたとされる期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徵取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条 第13条各号又は第14条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第17条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第20条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合（第12条第1項の規定により解除された場合を除く。）において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第21条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

第22条 受託者は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第23条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第24条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第25条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第26条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別表 1

委託料月割表 (設備管理保守業務)

月別	金額	月別	金額
4		11	
5		12	
6		1	
7		2	
8		3	
9			
10		計	

別表 2

供与物品 (設備管理保守)

品 名	数 量	備 考
事務用片袖机	1	
事務用椅子	1	
被服ロッカー (3人用)	2	
応接セット	1	長椅子+テーブル
事務用食器棚	1	
組 布 団	1	

設備管理保守業務処理要領

この設備管理保守業務処理要領（以下、「要領」という。）は、北海道立函館美術館設備管理保守業務委託業務を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

冷暖房設備及び空調設備等の運転・監視及び日常点検・保守業務等の実施に当たっては、委託契約書の定めるところによるほか、この要領及び別紙2の運転・監視等業務仕様書の定めるところによるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名：北海道立函館美術館設備管理保守業務
- (2) 業務場所：函館市五稜郭町37番6号（建築延面積：3,290.46m²）
- (3) 業務範囲
 - ア 空気調和・冷暖房設備機器一式に係る運転・監視及び日常点検・保守
 - イ 給排水衛生設備機器一式に係る運転・監視及び日常点検・保守
 - ウ 空気調和・冷暖房設備機器及び給排水衛生設備機器に係る次の定期点検
冷却塔、空気調和機の月次点検

なお、各設備の機器は、別紙3の関係設備一覧表による。

(4) 業務仕様

- ア 要領に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」（以下「共通仕様書」という。）による。
- イ 要領及び共通仕様書に定めがない事項は、業務担当員と協議する。
- ウ 美術作品の保護のため、適切な温湿度の管理が特に重要となることから、業務に当たっては十分に注意し、機器の運転・管理に努めること。
- エ 従業員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、受託者の発行する身分証明書を常時携行されること。
- オ 守秘義務
 - 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- カ 著作権その他
 - 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受託者が行う。
- キ 点検・保守が困難な場合
 - 点検・保守が困難な場合等の対応については、事前に業務担当員と協議する。

2 資格者の配置

次の資格を有する技術者を配置すること。

- (1) 主任技術者
 - ア ボイラー技士（1級以上）
 - イ ボイラー整備士
 - ウ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
- (2) 主任技術者以外の技術者
 - ボイラー技士（2級以上）
- (3) 受託者は、配置する技術者の資格免許証の写しを委託者に提出し、主任技術者を明らかにすること。

3 保守体制

24時間体制とし、午前9時00分から午後6時00分までは原則2名とする。

ただし、必要と認めた業務は、勤務体制にかかわらず技術者を派遣し、業務の処理に当たること。

4 業務の実施

業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。

また、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう十分注意し、万一損害を与えた場合は直ちに業務担当員に報告し、その指示に従い受託者の責任において原状回復するものとする。

ただし、設備機器等の構造上の欠陥等メーカーに責任がある場合、受託者はその責を負わない。

(関係法令)

- ① 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律57号）
- ② 労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令318号）
- ③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律20号）
- ④ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和45年10月12日制令304号）
- ⑤ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令33号）
- ⑥ 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- ⑦ 水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）
- ⑧ 水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）
- ⑨ 水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）
- ⑩ その他本業務実施に関する法令等

5 その他

(1) この要領に定めのない事項であっても、現場の状況に応じて必要と認められる業務又は委託者が管理上必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

(2) 受託者は、技術者の1ヶ月分の「勤務割振予定表（様式任意）」を前月末日までに業務担当員に提出すること。

(3) 受託者は、委託業務の実施に当たり、あらかじめ委託者と協議の上、業務実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

なお、業務実施計画書を変更する場合も同様とする。

(4) 受託者が業務上必要な燃料、電力及び水道の費用は、委託者が負担する。

なお、燃料、電力及び水道の使用量を常に意識し、外気温湿度、室内温湿度、天候、季節等を考慮した適切な機器の運転・管理に努めること。

(5) 受託者は、室の使用について、技術者に次の事項を留意させるものとする。

ア 関係者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

イ 清掃及び整理整頓に努め、施設の善良なる管理に努めること。

ウ 施設、備品等が破損・紛失した場合において、その破損等が技術者の責めに帰する場合については、受託者の負担において原状回復するものとする。

エ 電気・水道等の使用については節約に努め、火気の取扱いには十分注意すること。

オ 敷地内及び函館市芸術ホール駐車場は禁煙であるため、厳守すること。

(6) 点検の結果、修理、部品交換等を要するときは、委託者に報告すること。

(7) 本委託業務が支障なく継続できるよう、契約期間満了前において次受託者と、書面及び口頭で十分連絡調整の上、引継ぎを行うものとする。

(8) 契約書及び要領に定めのない事項について業務上疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

運転・監視等業務仕様書

1 業務内容

(1) 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次のとおりとする。

ア 設備機器の起動・停止の操作

イ 設備運転状況の監視又は計測・記録

ウ 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整

エ エネルギー使用の適正化

(2) 点検の範囲

主要な設備の設置場所は、1日1回以上巡視し、機器等の異常の有無を点検すること。

また、日常点検の対象部分、数量等に基づき点検・巡視すること。

(3) 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 消耗部品の交換及び補充

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある部分の補修

キ 消耗品の在庫管理

(4) 各機器の主な業務内容

次の内容のほか、各報告様式により実施すること。

ア 冷温水発生機

日常の運転、監視及び点検

イ 重油タンク・サービスタンク

(ア) 重油使用量、残油量の点検及び記録

(イ) 点検口による重油漏洩点検を月1回行う。

ウ 煙濃度監視装置

日常の取扱い、調整及び点検

エ 冷水ヘッダー・温水ヘッダー

(ア) 弁の開閉操作、ドレーン抜き等の作業

(イ) 漏気部の補修

オ 空気調和機

(ア) 日常の運転、監視及び点検

(イ) フィルターの点検

(ウ) フィルターの取替

(エ) 各バンパー類の調整

カ 冷却塔（概ね4月から10月まで運転、ただし外気温による。）

(ア) 日常の運転、監視及び点検

(イ) 冷却水循環量の点検

(ウ) 冷却温度の点検

(エ) 運転期間中、冷却塔内外及びストレーナー分解点検清掃を月1回行う。

- (オ) 冷却水の張込みをシーズンイン時に行う。
- (カ) 冷却水ブロー作業をシーズンオフ時に行う。
- (キ) その他休止作業をシーズンオフ時に行う。

キ 空調・オイルポンプ

- (ア) 動作状態の点検を週1回行う。
- (イ) 電圧電流値の点検を月1回行う。

ク 給気・排気ファン

日常の運転、監視及び点検

ケ 冷水・冷却水・温水ポンプ

- (ア) 日常の運転、監視及び点検
- (イ) 電圧電流値の点検、帯熱、振動及び異音等の点検
- (ウ) ポンプグランドパッキング漏水点検

コ 水槽類

- (ア) マンホール通気管等異物侵入、昆虫侵入の防止
- (イ) 内部汚染の点検
- (ウ) マンホール施錠の点検
- (エ) 水面異常の点検

サ その他

その他付随する機器運転点検、調整

2 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は支給材料とし、支給材料が必要となったときには、業務担当員に報告するものとする。

その他費用負担が不明確なものについては、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

- (1) ランプ類（蛍光灯、表示灯等）
- (2) ヒューズ類
- (3) パッキン、リング類
- (4) 薬剤、不凍液、精製水
- (5) フィルター類
- (6) 乾電池類
- (7) 蒸気シリンダ

3 受託者の費用負担による消耗部品等

点検に必要な工具類及び保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は受託者の費用負担とする。

4 運転・監視の記録及び報告等

- (1) 前日の作業点検内容について、翌日（閉庁日の場合は直近の閉庁日）午前9時30分までに委託者の指定する報告書を作成し、業務担当員に提出すること。
- (2) 設備機器等に異常又は損傷があるときは、直ちに委託者又は業務担当員に報告することとし、必要な措置を講ずること。

5 清掃

空調機器及びその他付随する設備・施設等の清掃を行うこと。

関係設備一覧表

番号	機器名称	設置場所		設置台数
1	吸收冷温水機 (RH-1) 冷凍能力 : 457Kw	1階	機械室	1
2	吸收冷温水機 (RH-2) 冷凍能力 : 352Kw	1階	機械室	1
3	冷却塔 (CT-1) 密閉型、冷却能力 : 523.3Kw	屋上		2
4	冷却塔 (CT-2) 密閉型、冷却能力 : 616.3Kw	屋外		1
5	冷水1次ポンプ PC-1	1階	機械室	1
6	冷水1次ポンプ PC-2	1階	機械室	1
7	冷水2次ポンプ PC-3	1階	機械室	1
8	冷水2次ポンプ PC-4	1階	機械室	1
9	冷水2次ポンプ PC-5 (使用中止中)	2階	空調機械室	1
10	温水1次ポンプ PH-1	1階	機械室	1
11	温水1次ポンプ PH-2	1階	機械室	1
12	温水2次ポンプ PH-3	1階	機械室	1
13	温水2次ポンプ PH-4	1階	機械室	1
14	温水2次ポンプ PH-5 (使用中止中)	2階	空調機械室	1
15	冷却水ポンプ PCD-1	1階	機械室	1
16	冷却水ポンプ PCD-2	1階	機械室	1
17	給油ポンプ (オイルポンプ) PO-1	1階	機械室	1
18	給油ポンプ (オイルポンプ) PO-2	1階	機械室	1
19	薬液注入装置 C-1、2	1階	機械室	2
20	冷水ヘッダー (往) HC-1 (圧力容器対象外)	1階	機械室	1
21	冷水ヘッダー (還) HCR-1 (圧力容器対象外)	1階	機械室	1
22	温水ヘッダー (往) HH-1 (圧力容器対象外)	1階	機械室	1
23	温水ヘッダー (還) HHR-1 (圧力容器対象外)	1階	機械室	1
24	密閉型膨張タンク TEX-1 (第二種圧力容器)	1階	機械室	1
25	密閉型膨張タンク TEX-2 (第二種圧力容器)	1階	機械室	1
26	空気調和機 AHU-1 (第1収蔵庫系統)	2階	空調機械室	1
27	空気調和機 AHU-2 (荷解室系統)	2階	空調機械室	1
28	空気調和機 AHU-3 (主展示室系統)	2階	空調機械室	1
29	空気調和機 AHU-4 (特別展示室系統)	2階	空調機械室	1
30	空気調和機 AHU-5 (展示ケース系統)	2階	空調機械室	1
31	空気調和機 AHU-6 (ホール・ロビー系統)	2階	空調機械室	1
32	空気調和機 AHU-7 (第2収蔵庫系統)	1階	第2収蔵庫機械室	1
33	蒸気加湿器 (AHU-1 第1収蔵庫系統)	2階	空調機械室	1
34	蒸気加湿器 (AHU-2 荷解室系統)	2階	空調機械室	1
35	蒸気加湿器 (AHU-3 主展示室系統)	2階	空調機械室	5
36	蒸気加湿器 (AHU-4 特別展示室系統)	2階	空調機械室	1
37	蒸気加湿器 (AHU-5 展示ケース系統)	2階	空調機械室	1
38	蒸気加湿器 (AHU-7 第2収蔵庫系統)	1階	第2収蔵庫機械室	1
39	送風機SF-1	1階	機械室	1
40	送風機SF-2	2階	空調機械室	1

関係設備一覧表

番号	機器名称	設置場所		設置台数
41	排風機EF-0	B1階	受水槽・消火栓ポンプ室	1
42	排風機EF-1	1階	機械室	1
43	排風機EF-2	1階	機械室	1
44	排風機EF-3	2階	空調機械室	1
45	排風機EF-4	1階	便所	1
46	排風機EF-5	1階	喫茶コーナー	1
47	排風機EF-6	2階	シャワー室	1
48	排風機EF-7	1階	監視室	1
49	排風機EF-8	1階	更衣室	1
50	排風機EF-11	2階	資料室	1
51	排風機EF-12	2階	映写室	1
52	排風機EF-13	2階	休憩室	1
53	環風機（リタンファン）RF-1	2階	空調機械室	1
54	環風機（リタンファン）RF-2	2階	空調機械室	1
55	環風機（リタンファン）RF-3	2階	空調機械室	1
56	環風機（リタンファン）RF-4	2階	空調機械室	1
57	環風機（リタンファン）RF-5	2階	空調機械室	1
58	環風機（リタンファン）RF-6	2階	空調機械室	1
59	環風機（リタンファン）RF-7	1階	第2収蔵庫機械室	1
60	排煙機（排煙ファン）SEF-1	2階	空調機械室	1
61	受水槽 TW-1	B1階	受水槽・消火栓ポンプ室	1
62	ポンプ (受水槽)	B1階	受水槽・消火栓ポンプ室	1
63	電気温水器 20L以上80L未満	1階	便所、公務補室	3
64	電気温水器 80L以上	1階	機械室	1
65	地下オイルタンク OT-1	屋外		1
66	オイルサービスタンク OST-1	1階	ボイラー室	2
67	熱交換器ユニット	1階	事務室、会議室、館長室	3
68	ブスターヒーターユニット BH-1	1階	展示室天井内	1
69	ブスターヒーターユニット BH-2	1階	展示室天井内	1
70	加熱コイルユニット	1階	風除室ピット内	2
71	頸熱交換器	2階	空調機械室	1
72	ファンコイルユニット	1階	事務室	4
73	ファンコイルユニット	1階	会議室	2
74	ファンコイルユニット	1階	館長室	2
75	ファンコイルユニット	1階	管理室	1
76	ファンコイルユニット	1階	公務補室	1
77	ファンコイルユニット	1階	監視室	1
78	ファンコイルユニット	1階	仮眠室	1

書告報業作及轉運器機備設

年和合日日日

昌黎縣志

昌黎縣志

卷之三

温度・湿度設定値 (°C、%)

系 統	温 度・湿 度						温 度・湿 度 設 定 値 (°C、%)					
	冷 房 温 度	暖 房 温 度	露 点 温 度	除 湿 温 度	加 湿 温 度	再 热 温 度	(主)	(特展)	(主)	(特展)	(主)	(特展)
第 1 収蔵庫												
荷解室												
主展示室												
特別展示室												
展示室ケース												
ホール												
第 2 収蔵庫												

重油使用量 (L)

電力・水使用量	繰 越		使 用 量		補 給 量		残 量	
	前日メーター	当日メーター	前日メーター	当日メーター	前日メーター	当日メーター	前日メーター	当日メーター
電力 [KWH]	平日							
水道 (L)	休日							

担当員	作業主任		担当員		担当員		担当員	
	担当員	担当員	担当員	担当員	担当員	担当員	担当員	担当員

運転状況及び作業内容

区 分	異常の有無又は作業内容		
	空 調 器	そ の 他	そ の 他
冷温水発生機			
電気設備			
給排水衛生設備			

機器設備設計
点検試験
月日年
記入欄

主たる点検項目		機器	点検時間	備考
冷温水機別添のとおり		No.1	10:00~12:00 / 14:00~16:00	合算本機以外の設備については、1H以上液抜することとした。 液抜場合は2回目以降を実施する。
空気調和機別添のとおり	AHU-1	No.2		
	AHU-2			
	AHU-3			
	AHU-4			
	AHU-5			
	AHU-6			
	AHU-7			
1 蒸気発生量は正常か 2 負荷電流は正常か 3 漏水はないか	AHU-1			
加湿器	AHU-2			
	AHU3-1			
	AHU3-2			
	AHU3-3			
	AHU3-4			
	AHU3-5			
	AHU-4			
	AHU-5			
	AHU-6			
	AHU-7			
1 出入り圧力は正常か 2 振動、軸受摩擦、異音グランド帶熱はないか 3 配管系統の漏洩はないか	PC-1			
冷温水ポンプ	PC-2			
	PC-3			
	PC-4			※使用停止中
	PC-5	~	~	
	POD-1			
	POD-2			
	PH-1			
	PH-2			
	PH-3			
	PH-4			
	PH-5	~	~	※使用停止中

昭和年月日 檢証点

主たる点検項目		機器	時間	備考
定期検査	定期検査	点検機器	時間	備考
冷却塔	1 下部水槽の水位は正常か、 2 水槽内の汚れはないか、	No. 1 No. 2 No. 3	10:00	冷却水槽以外の設備については、 1日毎に巡回することとし、必 要な場合は2回目以降を実施す る。
クス油系装置	1 キヤウボンブブイの異音、振動、軸 受の温熱はないか、ポンプの吸込、吐出圧力 は正常か、 2 は正常か、 3 油漏れはないか、	No. 1 No. 2 #ヒーブタクト		
電気室	1 電圧、電力、電流計の指度は正 常か、 2 音、発熱、異臭などの発生は ないか、 3 送電機用オイルサーバービストン の油量は正常か、 4 油漏れはないか、			受変電盤
装置中	1 P - 1 2 P - 1 B P - 1 M - 1			発電機 蓄電池 #ヒーブタクト
制御室	別添のとおり			
受水槽	別添のとおり			

日常点検（運転・監視及び日常点検・保守）

点検者

点検日 令和 年 月 日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案
			計測値	判定	不良内容等	
直 だ き 吸 収 式 冷 温 水 機						
1 運 転 ・ 監 視 記 録	①冷温水入口及び出口温度が適正である	4/D		□		
	②冷却水入口及び出口温度が適正である	4/D		□		
	③排ガス温度が適正である	4/D		□		
	④高温再生器温度及び圧力が適正である	4/D		□		
	⑤高温再生器、吸収器及び蒸発器液面が適正である	4/D		□		
	⑥本体真空度が適正である	4/D		□		
	⑦機械室温度を確認する	4/D		□		
2 起 動 前	a.圧力計・ 温度計	ガラス及び文字板に汚れがない	—	□		
	b.冷水及び 冷却水配 管系統	①各種弁の開閉状況が正常である ②配管接続部、機器水室部等より水漏れがない	— —	□ □		
	c.電源	電圧が規定の許容範囲内にある	—	□		
	d.燃料	燃料保有量が適切である	—	□		
3 起 動 及 び 運 転 中	a.運転中	①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にある ②配管に漏れ、振動等の異常がない ③運転時に異常音及び異常振動がない ④運転記録から系内に空気の侵入が認められない ⑤侵入が認められるときは、抽気装置の運転を行う	1D 1D 1D 1D 1D	□ □ □ □ □		
		①関連機器の所定の停止順序に従って運転を停止する ②弁類を所定の開閉位置にする ③電源開閉器を規定の位置にする	— — —	□ □ □		

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案
			計測値	判定	不良内容等	
ユニット形空気調和機						
1 運転・監視記録	①冷却水入口及び出口温度並びに圧力が適正である	1D		○		
	②蒸発及び凝縮圧力が適正である	1D		○		
	③運気及び給気温度が適正である	1D		○		
	④潤滑油圧力が適正である	1D		○		
	⑤電源電圧、圧縮機及び送風機電流が適正である	1D		○		
	⑥機械室温度を確認する	1D		○		
2 起動前	a.圧力計・温度計	ガラス及び文字板に汚れがない	—	○		
	b.冷水及び冷却水配管系統	①各種弁の開閉状況が正常である ②配管接続部、機器水室部等より水漏れがない	—	○		
	c.電源	電圧が規定の許容範囲内にある	—	○		
	d.燃料	燃料保有量が適切である	—	○		
3 起動及び運転中	①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にある	1D		○		
	②配管に漏れ、振動等の異常がない	1D		○		
	a.運転中	③運転時に異常音及び異常振動がない ④運転記録から系内に空気の侵入が認められない ⑤侵入が認められるときは、抽気装置の運転を行う	1D 1D 1D	○ ○ ○		
	①関連機器の所定の停止順序に従って運転を停止する	—		○		
	②弁類を所定の開閉位置にする ③電源開閉器を規定の位置にする	— —		○ ○		
中央監視制御装置						
1 監視制御機器	a.外観	①腐食、浸水等がない ②異常音、異臭、異常振動等がない	1D 1D	○ ○		
	b.装置・機器等	①ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音、異常な温度上昇等がなく、正常に作動する ②プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等に問題がない	1D 1D	○ ○		
受水槽						
1 水質の維持	a.飲料水	臭気、味、色、濁りがない	1D	○		
記事						

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

週点検（運転・監視及び日常点検・保守）

点検者

点検日 令和 年 月 日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案
			計測値	判定	不良内容等	
空気調和等関連機器						
1 冷却塔	①ケーシングに異常振動がない	1W		□		
	②水槽に水漏れがなく、水位に異常がない	1W		□		
	③送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑である	1W		□		
	④凍結防止装置のヒーターの作動電流が定格電流値以下にある	1W		□		
	⑤冷却水に汚れがない	1W		□		
2 ポンプ	①各部に異常音、異常振動等がない	1W		□		
	②軸封部からの水漏れが適当である	1W		□		
	③電動機に異常発熱がない	1W		□		
	④計器の指示値が適正である	1W		□		
	⑤ポンプ周辺に異常がない	1W		□		
3 送風機・還風機・排風機	①各部に異常音、異常振動等がない	1W		□		
	②計器の指示値が適正である	1W		□		
4 顯熱交換器	①各部に異常音、異常振動等がない	1W		□		
	②計器の指示値が適正である	1W		□		
給排水衛生機器						
1 ポンプ a.陸上ポンプ	①各部に異常音、異常振動等がない	1W		□		
	②計器の指示値が適正である	1W		□		
	③軸封部からの水漏れが適当である	1W		□		
	④電動機に異常発熱がない	1W		□		
	⑤ポンプ周辺に異常がない	1W		□		
中央監視制御装置						
2 電源装置 【UPS装置】	a.整流装置、インバータ装置	①汚れ、損傷、加熱等の温度上昇及び変形、異常音、異臭、腐食等がない	1W		□	
		③表示灯類の点灯状態が正常である	1W		□	
記事						

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

月点検（運転・監視及び日常点検・保守）

点検者

点検日 令和 年 月 日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案
			計測値	判定	不良内容等	
空気調和等関連機器						
1 オイルサービスタンク	①油の供給及び戻し機能に異常がない	1M		○		
	②油漏れがない	1M		○		
2 ヘッダー・膨張タンク	①異常音及び異常振動がない	1M		○		
	②蒸気トラップからドレンが速やかに排除されている	1M		○		
	③温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がない	1M		○		
3 ユニット形空気調和機	①各部に異常音、異常振動等がない	1M		○		
	②還気、給気及び冷温水入口、出口温度差が適正である	1M		○		
	③加湿器に汚れがない	1M		○		
	④排水が適正である	1M		○		
給排水衛生機器						
1ポンプ a.陸上ポンプ	逆止弁が正常に動作する	1M		○		
	①マンホール蓋に異常がなく、施錠状態も問題がない	1M		○		
2受水槽 a.飲料用水槽	②内部の状況及び水位が適正である	1M		○		
	③周囲及び上部から汚染等の恐れがない	1M		○		
	④本体に異常がない	1M		○		
	⑤オーバーフロー管に異常がない	1M		○		
	⑥通気管に異常がない	1M		○		
	⑦水抜き管に異常がない	1M		○		
	⑧防虫網に異常がない	1M		○		
	⑨警報機能に問題がない	1M		○		
	記事					

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

月点検 地下オイルタンク（運転・監視及び日常点検・保守）

【容量：】

点検者

点検日 令和 年 月 日

点検項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
		計測値	判定	不良内容等		
1 通気口	引火防止網の脱落、腐食、目詰まりがない		□			
2 計量口・注油口	変形、損傷、漏れがない 蓋の閉鎖状態に異常がない		□			
3 注入口ピット	①割れ、損傷、滯油、滯水がない ②土砂等の堆積物がない ③油種別表示板の汚れがない ④油種別表示板の表示が明瞭である		□			
4 配管	損傷、変形がない 漏れ等がない		□			
5 弁	漏れがない 損傷等がない 正常に作動する		□			
6 配管点検ボックス	割れ、損傷、滯油、滯水がない 土砂等の堆積物がない		□			
7 端子盤	箱に損傷がない 端子に緩みがない		□			
8 接地	①断線、緩みがない ②接地抵抗が規定値(Ω)以下にある	Ω	□			
9 漏洩検査管	漏洩検査管による検査で、漏れがない		□			
記事						

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

4.3.9 冷却塔（シーズンオン点検）（定期点検等及び保守：月1回）

【】

点検者

点検日 令和 年 月 日

点検項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
		計測値	判定	不良内容等		
1 基礎・固定部	⑤取付け状態が適正である					
a.本体	損傷、変形及び汚れがない ①損傷、変形、さび及び汚れがない					
b.散水装置	②散水穴に目詰まりがない ③散水管の回転が円滑である					
c.ルーバ	損傷、変形及び目詰まりがない ①スケール等の付着がない					
d.充填材	②目詰まりがない ③座屈、変形等がない					
e.架台	①損傷、変形等がない ②固定金具の劣化及び組立ボルトに緩みがない					
a.本体	①内外面に損傷、変形がない ①内外面に汚れがない ②水漏れがない ③水位が規定の位置にある					
b.給水装置	ボールタップ等が正常に作動する					
c.ストレーナー	目詰まりがない 損傷等がない ①損傷、腐食等がない					
a.羽根車	汚れがない ②回転に支障がない					
b.ファンケーシング	損傷、腐食等がない					
c.軸受	①軸が円滑に回転する ②油量が適正である					
d.電動機	③音、振動に異常がない					
e.ベルト	①張り具合が適正である ②損傷、摩耗がない					
f.ブーリ	損傷、摩耗等がない					
a.本体	②振動に異常がない					
b.電動機	④音、振動に異常がない					

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

点検項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
		計測値	判定	不良内容等		
6 凍結防止装置	②ヒーターの作動電流が定格(A)以下にある	A				
	③電源電圧が定格(V)の±10%以内にある	V				
7 運転調整	④運転電流が定格値(A)以下にある	A				
	⑤散水管の回転数が許容範囲(～rpm)内にある	rpm				
	⑥散水は均一に分散している					
8 清掃	内外及びストレーナー清掃の実施					
9 冷却水及び 補給水の水質				別紙による		
記事						

4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機 (シーズンオン点検) (定期点検等及び保守:月1回) 【 ACC- 形】

点検者

点検日 令和 年 月 日

作業項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
		計測値	判定	不良内容等		
3 c.ベルト	緩みがない	—				
	摩耗、損傷等がない	—				
送風機	①音、振動等の異常がない	—				
	②給油の状態を点検する	—				
g.電動機	③表面温度に異常な発熱がない	—				
	④運転電流が定格(A)以下にある	A				
5 加湿器	①加湿器の詰まりの有無を点検し、清掃する	—				
	②作動が正常である	—				
	③汚れ、損傷等がない	—				
	④加湿状態点検用ランプが点灯している	—				
6 エリミネーター	目詰まりがない	—				
	腐食等がない	—				
7 a.加湿用給水	①給水止弁の開閉確認	—				
	②漏れ、汚れがない	—				
水系	b.ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検し、清掃する	—			
	c.ドレン排水	詰まりがなく排水が正常である	—			
8 エアフィルター	a.ろ材	①詰まり、損傷等がない	—			
	b.枠	②変形、腐食等がない	—			
記事						

冷温水発生機運転日誌

計測箇所	No. 1 冷温水発生機									
	冷却水 出口温度 (S) °C	冷却水 入口温度 (R) °C	冷温水 流量 m^3/h	冷温水 出口温度 (S) °C	冷温水 入口温度 (R) °C	再生器 压力 m^3/h	再生器 温度 °C	再生器 液面	蒸発器 液面	吸収器 液面
8:00										
10:00										
12:00										
14:00										
16:00										
18:00										
20:00										
22:00										
4:00										
6:00										

計測箇所	No. 1 治温水発生機				No. 2 治温水発生機			
	冷 水	温 度 (°C)	冷 水	温 度 (°C)	冷 水	温 度 (°C)	冷 水	温 度 (°C)
	冷 水 出口溫 度 (S) °C	冷 水 入口溫 度 (R) °C	冷 水 出口溫 度 (S) °C	冷 水 入口溫 度 (R) °C	冷 水 出口溫 度 (S) °C	冷 水 入口溫 度 (R) °C	冷 水 出口溫 度 (S) °C	冷 水 入口溫 度 (R) °C

計測箇所	No. 2 冷温水発生機									
	冷却水 出口温度 (S) °C	冷却水 入口温度 (R) °C	冷温水 流量 m^3/h	冷温水 出口温度 (S) °C	冷温水 入口温度 (R) °C	再生器 压力 m^3/h	再生器 温度 °C	再生器 液面	蒸発器 液面	吸収器 液面
8:00										
10:00										
12:00										
14:00										
16:00										
18:00										
20:00										
22:00										
4:00										
6:00										

作業主任

担当員

合和年月日 離日

空 気 調 和 機 等 運 転 状 態 記 錄

副館長	総務課	業務担当員
-----	-----	-------

() 月分
令和 年 月 日 ()

(空気調和機)

系 統	負荷	冷 水				電流 (A)	フィルター .差圧 (mmAq)
		入 口	出 口	温 度	压 力		
AHU-1	11						
AHU-2	7.5						
AHU-3	30						
AHU-4	3.7						
AHU-5	3.7						
AHU-6	15						
AHU-7	7.5						

(電源測定等)

電圧 (V)	高圧電力	電力	電灯電圧	動力電圧	蓄電池直流電圧	蓄電池直流通電圧	ハロゲン消化設備蓄電池電圧
電力 (kW)							

(冷温水ポンプ)

ポンプ	負荷	冷 水				電流 (A)	流量 (m³/h)
		出 口	入 口	温 度	压 力		
PC-1						7.5	
PC-2						3.7	
PC-3						7.5	
PC-4						3.7	
PC-5 ※使用停止中						5.5	-
PCD-1						7.5	
PCD-2						7.5	
PH-1						3.7	
PH-2						3.7	
PH-3						5.5	
PH-4						3.7	
PH-5 ※使用停止中						5.5	-

(空気加湿器)

負荷系統	定格出力(KW)	能力要求(%)	蒸気発生量(kg/cm ³)	電流(A)	
				AHU-1	AHU-2
AHU-1	3.7	16			
AHU-2	1.4	16			
AHU-3	15	23			
AHU-4	3.7	23			
AHU-5	0.35	23			
AHU-6	5.5	23			
AHU-7	1.5	23			
2 F 空調室送風機	0.7	10.1			
2 F 空調室排風機	0.7	10.1			
AHU-4	0.7	10.1			
AHU-5	0.7	3			
AHU-6	0.7	3			
AHU-7	10.1				

負荷	定格出力(KW)	電流(A)	モーター	負荷		定格出力(KW)	電流(A)
				モーター	負荷		
オイルギヤー PP No.1	0.4			AHU-1	3.7		
オイルギヤー PP No.2	0.4			AHU-2	1.4		
1 P - 1	1 F 機械室送風機	0.7		AHU-3	15		
1 F 機械室排風機	0.7			AHU-4	3.7		
1 F 電気室排風機	0.45			AHU-5	0.35		
水槽室排風機	0.28			AHU-6	5.5		
加圧給水 PP No.1	3.7			AHU-7	1.5		
加圧給水 PP No.2	3.7			2 F 空調室送風機	0.7		
雜排水 PP No.1	0.4			2 F 空調室排風機	0.7		
雜排水 PP No.2	0.4			Fan No.1	5.5		
M-1				Fan No.2	5.5		
2 P - 1				Pump No.1	2.2		
				Pump No.2	2.2		
				Cooling Tower (2号機用)	Fan No.3	5.5	
				Pump No.3	2.2		
				2 P - 1	排煙機	30	

負荷	定格出力(KW)	電流(A)	モーター	負荷		定格出力(KW)	電流(A)
				モーター	負荷		
オイルギヤー PP No.1	0.4			AHU-1	3.7		
オイルギヤー PP No.2	0.4			AHU-2	1.4		
1 P - 1	1 F 機械室送風機	0.7		AHU-3	15		
1 F 機械室排風機	0.7			AHU-4	3.7		
1 F 電気室排風機	0.45			AHU-5	0.35		
水槽室排風機	0.28			AHU-6	5.5		
加圧給水 PP No.1	3.7			AHU-7	1.5		
加圧給水 PP No.2	3.7			2 F 空調室送風機	0.7		
雜排水 PP No.1	0.4			2 F 空調室排風機	0.7		
雜排水 PP No.2	0.4			Fan No.1	5.5		
M-1				Fan No.2	5.5		
2 P - 1				Pump No.1	2.2		
				Pump No.2	2.2		
				Cooling Tower (2号機用)	Fan No.3	5.5	
				Pump No.3	2.2		
				2 P - 1	排煙機	30	